

## 埼玉県障害児送迎の安心・安全対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、障害児通所支援事業所に通う障害児の安全対策を強化するために、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 この補助金の交付の対象となる補助事業者は、埼玉県内（指定都市及び中核市を除く。）に所在する障害児通所支援事業所を運営する法人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助の対象とならない。

(1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は受入事業者の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第6号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、別表の第3欄に定める経費とし、補助率は同表第5欄に定める率とする。

(交付額の算定方法)

第4条 交付額は、第3欄に定める対象経費の実支出額と別表の第4欄に定める補助基準額と比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

2 前項の申請書は、規則第13条の実績報告書を兼ねるものとする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業者は、事業に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。
- (2) 補助事業者は、事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、事業を中止、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 補助事業者は、知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業者は、補助金の交付申請額に消費税及び地方消費税を含めた場合には、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除額を県に返還しなければならない。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間

を経過後、当該財産の財産の処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (10) 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(交付決定通知等)

第7条 規則第7条の交付決定通知書及び同第14条の交付額確定通知書は、様式第2号のとおりとし、補助金の交付決定及び交付額確定により申請書の内容のとおり請求があったものとみなす。

- 2 知事は、補助金を交付しないことを決定した場合には、様式第3号不交付決定通知書により通知する。

(交付の方法)

第8条 知事は、交付額の確定後に口座振替により補助金を交付する。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告の結果、補助金の支給に疑義がある場合、必要な是正措置を求めることができる。

(決定の取消し等)

第10条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令に違反する行為があったとき。
- (2) 不正の手段により補助金の交付を受けた又は受けようとするとき。
- (3) 補助対象者又は補助対象事業に該当しないことが明らかになったとき。
- (4) 補助事業者から事業の変更、中止又は廃止の申請があったとき。
- (5) その他この要綱の規定に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第11条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 規則で定める補助金の返還、加算金及び延滞金の規定は、前条の規定による取消しをした場合について準用する。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月2日から施行し、令和4年9月5日から令和6年3月31日まで適用する。

### 暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が(1)から(4)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、(1)から(4)までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（(5)に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

別表（第3条・第4条関係）

1 補助事業名・内容	2 対象サービス	3 補助対象経費	4 補助基準額	5 補助率
<p>送迎用バスの改修支援事業</p> <p>事業内容：送迎用バスに、こどもの置き去り事故防止に役立つ安全装置の設置等を行うこと。</p>	<p>児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス</p>	<p>送迎用バスの改修支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用（ただし、消費税額及び地方消費税額を除く。）</p> <p>※1 安全装置について、購入を原則とするが、リースの場合は事業申請年度末までのリース料を限度とする。</p> <p>※2 対象となる自動車については「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について（通知）」（令和4年12月28日）第三の2のとおりとする。</p> <p>※3 対象となる安全装置については「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について（通知）」（令和4年12月28日）第三の3のとおりとする。</p> <p>※4 安全装置については、送迎用バス1台につき安全装置1台を設置することとし、送迎用バスの数以上の購入をする場合は本事業の対象外とする。</p>	<p>17.5万円までを上限とした実費に対する定額補助</p>	<p>定額</p>

1 補助事業名・内容	2 対象サービス	3 補助対象経費	4 補助基準額	5 補助率
<p>登降園管理システム支援事業</p> <p>事業内容：適切な登降園管理を行うための登降園管理システムを導入すること。</p>	<p>児童発達支援センター及び児童発達支援事業所</p>	<p>登降園管理システム支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用（ただし、消費税額及び地方消費税額を除く。）</p>	<p>①端末購入を行わない場合、1事業所当たり20万円</p> <p>②端末購入を行う場合、1事業所当たり70万円</p>	<p>4/5</p>
<p>ICTを活用した子どもの見守り支援事業</p> <p>事業内容：ICTを活用した子どもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等を導入すること。</p>	<p>児童発達支援センター及び児童発達支援事業所</p>	<p>&lt;対象経費&gt;</p> <p>ICTを活用した子どもの見守り支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用（ただし、消費税額及び地方消費税額を除く。）</p> <p>※1機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合、及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は本事業の対象外とする。</p> <p>※2事業の対象となる機器については、GPSやBLEにより子どもの位置情報を管理するなど、施設外活動時等の子どもの見守りに資する機器とする。</p>	<p>1事業所当たり20万円</p>	<p>4/5</p>